

Central Tokyo for Tourism 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人中央区観光協会（以下「協会」という。）が中央区内の観光情報及び中央区の映像情報を発信するための公式フェイスブック（Facebook）ページ（以下「公式ページ」という。）を、旅行者等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 協会が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ
- (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他アカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は協会とし、アカウントの管理、情報の発信は中央区観光情報センター（以下「情報センター」という。）が行う。

2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理担当者（以下「管理担当者」という。）の選定は、情報センター企画課課長が行うこととし、管理担当者は、情報の作成、発信、更新に係る事務を行う。

3 ユーザー名は、@centraltokyo.tourism.jp とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 情報センター企画課課長は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、フェイスブックのユーザー名を、中央区観光情報サイト（以下「公式サイト」という。）上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 情報センター企画課課長は、この運用要領で定めるアカウントの運営主体及び発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 中央区の観光に関する情報
- (2) 区民等から提供された中央区内の映像に関する情報
- (3) 公式サイトに掲載されたコンテンツの標題や概要、リンクの情報等
- (4) その他、有益であると情報センター企画課課長が認めるもの

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第7条 公式ページは、情報提供の手段として運用するため、原則として、協会が発信する情報のみを掲載す

る。協会以外のフェイスブックページやアカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして情報センター企画課課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第8条 公式ページでは、発信に必要とされる機能のみを使用し、協会以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして情報センター企画課課長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(投稿の削除)

第9条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、情報センター企画課課長は予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権など、協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第10条 その他、この運用要領の実施について必要な事項は、情報センター企画課課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月16日から施行する。